則

第 章

◇目的(第1条)

この条例は、まちづくりの基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、まちづくりにおける 市民参加の仕組み、開発事業の手続及び基準等を定め、市の特性を生かした快適なまちづくりを協働して行うことにより、都市計 画マスタープランにおけるまちづくりの将来像を実現し、もって住みがいのある魅力的なまちづくりの推進に資することを目的と するものです。

◇用語の意義(第2条)

この条例で使用する用語の意義を明確にするものです。

◇まちづくりの基本理念(第3条)

まちづくりのあらゆる場面で念頭に置くべきこととして、「協働のまちづくり」、「土地の公共の福祉優先と社会の構築」及び「地域・地区の特性を生かしたまちづくり」を旨とするまちづくりの基本理念を定めました。 「土地の公共の福祉優先と環境負荷の少ない

◇市、市民等、事業者の責務(第4条~第6条)

まちづくりの主体となる市、市民等及び事業者の三者のまちづくりにおけるそれぞれの責務を定めました。

①地区まちづくり計画(第7条~第19条)

市民等による自発的・主体的なまちづくり活動のツールとなるよう、一定地区におけるまちづくりの方針やルールを、地区住民等で組織した「地区まちづくり協議会」で検討し、地区住民等の合意形成を図ることにより、「地区まちづくり計画」と して市長に提案できる仕組みを設けました。

ま市 ち民 づ等 くのり参 ~加

2協

章働

る

②推進地区まちづくり計画(第20条~第27条)

市が積極的にまちづくりを推進する必要がある地区を「推進地区」として指定できることとした上、「推進地区」におけるまちづくりの方針・計画を、市民等との協働により、「推進地区まちづくり計画」として定める仕組みを設けました。

③新青梅街道沿道地区のまちづくり(第28条~第31条)

新青梅街道沿道を「新青梅街道沿道地区」として位置付け、「新青梅街道沿道地区」内のまちづくりの方針・計画を、市民等との協働により、「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」として定めることとしました。また、「新青梅街道沿道地区」内 の土地取引について市長への届出を義務付けた上、まちづくりの観点から市長が指導を行うこととしました。

④都市計画法に基づく地区計画等の案の作成手続(第32条~第37条)

都市計画法第16条第2項及び第3項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定め、土地 所有者、地区まちづくり協議会等が当該申出をできるようにするとともに、地区計画等の案の作成手続を定めました。

⑤都市計画法に基づく都市計画の決定等の提案(第38条~第40条) 都市計画法第21条の2第2項の規定に基づき都市計画の決定等を提案することができる団体を定めるとともに、当該提案 があった場合における手続について都市計画法の規定を補完して定めました。

の山 まちづくり(第3章)丘陵に代表される緑と

①狭山丘陵の景観の保全(第41条~第44条)

青梅街道以北の区域を「狭山丘陵景観重点地区」として位置付け、地区内における建築物の建築、色彩の変更等について、 その基準を定めるとともに市長への届出を義務付けました。

②景観形成地区における景観形成の誘導(第45条~第49条)

特に景観を保全し、又は創出する必要がある地区を「景観形成地区」として指定できることとした上、「景観形成地区」に おける建築物の建築、色彩の変更等について、その基準を定めるとともに市長への届出を義務付ける仕組みを設けました。

③緑地及び農地の保全(第50条・第51条)

都市緑地法の規定に基づく市民緑地の活用による緑地の保全並びに「援農ボランティア」の育成及び活用による農地の減少 の抑制を図ることとしました。

①開発事業の手続(第52条~第69条)

開発事業の範囲を定めるとともに、開発事業の実施に係る必要な手続を定めました。

②大規模開発事業の手続(第70条~第77条)

大規模開発事業の範囲を定めるとともに、大規模開発事業の実施に係る必要な手続を定め

に事 よ業 る者 まの ち参 づ画 くに

③都市計画法に基づく開発許可の基準(第78条・第79条)

都知事の許可を要する開発行為について、都市計画法第33条第3項の規定に基づき許可 基準における公園、緑地又は広場の基準を強化するとともに、都市計画法第33条第4項の 規定に基づき建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めました。

(4)開発事業の基準等(第80条~第97条)

開発事業を行う際に満たすべき公共施設の基準、緑化の基準その他の基準について定めま

第開 4 発 章事

未 等

附

則

りよ

| ⑤大規模土地取引行為の届出等(第98条)

5,000㎡以上の土地取引について市長への届出を義務付けた上、まちづくりの観点か ら市長が指導を行うこととしました。

⑥大規模事業活動からの撤退時等における手続(第99条・第100条)

大規模な土地又は建築物を利用する事業を中止し、又は当該事業から撤退する際の市長へ の届出等を義務付けた上、当該中止又は撤退後の大規模な土地又は建築物の周辺における環 境保全の観点から市長が指導等を行うことができることとしました。

⑦開発事業に関する補則(第101条~第109条)

勧告、立入検査、命令、公表等の開発事業に係る手続及び基準の実効性確保手段、開発事 業者の承継の手続等について定めました。

罰則(第7章)

◇(第113条・第114条) 第4章⑦の命令に違反した者 に対する罰則の規定を設けまし

武蔵村山市まちづくり

この条例の適正な運用を図る

ため、市長の附属機関を置くこ

◇(第111条・第112条)

に関する特例等について定めま

この条例の適用における国等

審議会(第5章)

◇ (第110条)

ととしました。

雑則(第6章)

◇施行期日(附則第1項)

I の条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。ただし、武蔵村 山市まちづくり審議会に関する規定については公布の日から、「狭山丘陵景観重点地区」における建築物の建築、色彩の変更等の基 準及び市長への届出義務に関する規定については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する ととしました

◇経過措置等(附則第2項~附則第10項)

この条例の施行に伴う既存の他の条例の改廃及び経過措置について、所要の規定を設けました。

◇検討・見直し(附則第11項)

この条例の施行後3年以内に、 この条例の運用の状況について検討を加え、必要に応じて見直しを行うこととしました。